

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成21年7月2日(2009.7.2)

【公表番号】特表2008-542953(P2008-542953A)

【公表日】平成20年11月27日(2008.11.27)

【年通号数】公開・登録公報2008-047

【出願番号】特願2008-526927(P2008-526927)

【国際特許分類】

G 06 F 3/045 (2006.01)

C 01 B 31/02 (2006.01)

G 06 F 3/041 (2006.01)

【F I】

G 06 F 3/045 G

C 01 B 31/02 1 0 1 F

G 06 F 3/041 3 5 0 C

【手続補正書】

【提出日】平成21年2月25日(2009.2.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

タッチ側電極とデバイス側電極とを含むタッチスクリーンであって、それぞれの電極が順番に、絶縁基板、前記基板と接触している第1の導電性層、及び露出導電性層を含み、前記露出導電性層は隣り合っていて、誘電スペーサによって分離されており、そして少なくとも該第1の導電性層又は該露出導電性層がカーボンナノチューブを含む、タッチスクリーン。

【請求項2】

前記露出導電性層がカーボンナノチューブを含む請求項1に記載のタッチスクリーン。

【請求項3】

前記第1の導電性層が、電子伝導性ポリマー、透明導電性酸化物、及び透明金属膜から成る群から選択された少なくとも1種の材料を含む請求項2に記載のタッチスクリーン。

【請求項4】

前記第1の導電性層が、ポリエチレンジオキシチオフェンを含む請求項3に記載のタッチスクリーン。

【請求項5】

前記カーボンナノチューブが、単層カーボンナノチューブを含む請求項1~4のいずれか一項に記載のタッチスクリーン。